

【介護職員等特定処遇改善加算について】

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の介護報酬臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。この加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境、処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定条件や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定されており、介護サービスの情報の公表制度や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することとなっています。

「処遇改善加算取得の状況」（令和2年度）

事業区分	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム （従来型）	I	I
特別養護老人ホーム （ユニット型）	I	II
ショートステイ （従来型）	I	I
ショートステイ （ユニット型）	I	II

「職場環境等要件」

当法人の職場環境等についてお知らせします

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換

「介護職員等特定処遇改善加算の配分について」

支給対象職員	当該加算対象の事業所に従事する介護、看護及びその他の職員
支給額	各月における加算額を分配
支給割合	支給対象職員を3グループに区分し、A・B・Cグループとする。 2 (A) : 1 (B) : 0.5 (C) の割合で分配
Aグループ	①介護福祉士資格を有していること ②介護職員としての経験年数が10年以上の職員 上記2つの条件をすべて満たす介護職員
Bグループ	上記の条件を満たさない介護職員
Cグループ	看護師、事務員等の介護職員以外の職員で想定年収が440万円未満の者